

10.2 投資・サービス章留保表（附属書 I & II）

シンガポール

梅津英明*

柴田久**

飯田龍太***

I. 現在留保（附属書 I）

投資章・サービス章におけるシンガポールの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	内国民待遇（投資章） PSA Corporation 又はその後継企業における外国株主の総保有株式は、49%を上限とする。 外国株主の総保有株式とは、以下の者により保有されている株式の合計をいう。 (a) シンガポール市民以外の個人 (b) シンガポール市民又はシンガポール政府による所有割合が 50%以下である会社 (c) シンガポール政府によって所有又は支配されていないその他の企業 【解説・コメント】 PSA は、シンガポールの港湾運営会社である。
全分野	内国民待遇（投資章） シンガポール政府以外の全ての投資家は、以下の企業又はその後継企業の株式を以下の割合を超えて間接又は直接を問わず保有できない。 (a) Singapore Technologies Engineering : 15% (b) PSA Corporation : 5% (c) Singapore Airlines : 5%
全分野	現地における拠点（サービス章）

* うめつ ひであき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

*** いいだ りゅうた／弁護士・森・濱田松本法律事務所

	事業登録法により登録を要する者（法人の場合にはその取締役又はセクレタリー）がシンガポールの居住者でない場合、現地のマネージャーを任命しなければならない。 マネージャーに任命される資格をもつ者は、主にシンガポール国民及びアントレ・パス保有者であり、いずれも現地に住所を有する者である。
電力供給	市場アクセス（サービス章） 発電業者は電力を直接消費者に販売することは禁止されており、エネルギー市場監督庁からライセンスを受けたシンガポール電力卸売市場参加者を通じてのみ販売できる。 シンガポール国外に所在する発電業者からのシンガポール電力卸売市場への電力供給は合計 600 メガワットを超えてはならない。
運送サービス	内国民待遇、最恵国待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章） シンガポールの指定航空会社として旅客又は貨物の航空輸送サービスを提供している者は、シンガポールの政府又は市民の一方又は双方に実効的に支配され、又は実質的に所有されていなければならない。
運送サービス	内国民待遇（投資章・サービス章）、市場アクセス（サービス章） PSA Corporation Ltd 若しくは Jurong Port Pte Ltd 又はこれらの後継企業のみが荷役サービスを提供できる。 PSA Marine Pte Ltd 又はその後継企業のみが水先案内サービスの提供及びシンガポールの港又は領海に停泊する船舶への脱塩水の供給をすることができる。
運送サービス	内国民待遇（投資章・サービス章）、市場アクセス（サービス章） 現地のサービス供給者のみがクルーズ及びフェリーターミナルの運営・管理を行うことができる。 現地のサービス供給者とは、シンガポール市民又はその 50%超をシンガポール市民によって所有されている法人をいう。
製造業	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求（投資章） シンガポール国内における以下の製品の製造及びこれらの製品の製造に付随するサービスは規制の対象となる。 (a) ビール及びスタウト (b) 葉巻たばこ (c) 引拔鋼製品 (d) チューイングガム、風船ガム、歯科用チューイングガム又はこれらに類する物（医薬品を除く。）

	(e) 巻たばこ (f) マッチ
--	---------------------

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本・シンガポール経済連携協定の投資章では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていたが、TPP 協定では、最恵国待遇が規定されるなど、合意内容が改善されている。日本・シンガポール経済連携協定のサービス章では、義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブ・リスト方式）が採用されていたが、TPP 協定においてはネガティブ・リスト方式が採用されたため、法的安定性や予見可能性が高まった。

II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるシンガポールの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	内国民待遇、最恵国待遇及び市場アクセス（サービス章） シンガポールは、自然人の存在によるサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
全分野	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求並びに経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） シンガポールは、不動産に影響を及ぼす措置（不動産の所有、売買、開発及びマネジメントを含むが、これらに限られない。）を採用し、又は維持する権利を留保する。 かかる留保は不動産コンサルタント・サービス、不動産仲介業、不動産競売業、不動産鑑定業及び非住居用不動産の賃貸業には適用されない。
全分野	内国民待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章） シンガポールは、Singapore Technologies Engineering 又はその後継企業に対するシンガポール政府による支配権維持に関する措置（取締役会の構成員の選解任、持分の譲渡又は解散を含むがこれに限らない）を採用し、又は維持する権利を留保する。 【解説・コメント】 Singapore Technologies Engineering は、シンガポールの総合エンジニアリング会社であり、航空宇宙、電子工学、防衛、海事などの分野を取り扱っている。
輸送サービス （航空輸送サービス）	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） シンガポールは、以下の事項の国境を超える供給に影響を及ぼす措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) サービスを行っていない航空機の保守・修理サービス (b) 航空輸送サービスの販売及び広告 (c) コンピューター予約システム (d) 空港運営

	(e) 地上取扱サービス シンガポールは、航空輸送関連サービスへの投資に影響を及ぼす措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
全分野	最恵国待遇（投資章・サービス章） シンガポールは、TPP 協定が発効するまでの間に発効し又は署名された二国間又は多国間の国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 シンガポールは、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される ASEAN 加盟国が参加可能な ASEAN の協定に従って ASEAN 加盟国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 シンガポールは、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 海事及び海事に付随するサービス (c) 港湾 (d) 陸上輸送 (e) 通信関連

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本・シンガポール経済連携協定の投資章では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていたが、TPP 協定では、最恵国待遇が規定されるなど、合意内容が改善されている。日本・シンガポール経済連携協定のサービス章では、義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブ・リスト方式）が採用されていたが、TPP 協定においてはネガティブ・リスト方式が採用されたため、法的安定性や予見可能性が高まった。

また、シンガポールは、10.5 条（市場アクセス）の義務についても、包括的な留保は行わず、留保表の形式を採用している。

III. 備考及び更新情報

ver.2：附属書Ⅰに関する全体的解説・コメントに一部加筆の上、TPP 協定（訳文）、及び他の締約国の留保表の解説における表現等に平仄を合わせた字句訂正及び加筆・修正、その他表のフォーマット調整を行った。

ver.3：附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆した。